

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和2年10月21日

収支等命令者

佐賀県窯業技術センター所長 川原 昭彦

1 競争入札に付する事項

- | | |
|------------|---------------------------------------|
| (1) 品名及び数量 | 電気炉 12kW 1式 |
| (2) 入札条件等 | 入札条件書による |
| (3) 納入期限 | 令和3年3月31日(水曜日) |
| (4) 納入場所 | 佐賀県西松浦郡有田町大野乙2441-1
佐賀県窯業技術センター研修棟 |

2 入札に参加するために必要な資格

- (1) 佐賀県内に事業所を有する企業または個人であること。

(注) 県内企業の定義：県内に本店を有する者、県内に支店等を有し県内従業員比率が50%以上の者又は県内従業員数が50人以上の者、誘致企業、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律第2条第4項に規定する「障害者就労施設等」(県内に所在する者に限る)

- (2) 物品の製造、修理、購入又は賃貸借に関する競争入札に参加することのできる者の資格及び資格審査に関する規程(昭和41年佐賀県告示第129号)第1条の規定に基づく入札参加資格を、入札書の提出期限の時点で有すること。

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。

- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき更正手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りした者でないこと。

- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。

- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。

ア 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

イ 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

- (8) 入札参加届を提出していない者は、入札に参加できません。

3 入札参加資格を得るための申請の方法

(1) 上記2(1)の資格のない者で競争入札への参加を希望する者は、佐賀県所定の「入札参加資格認定申請書」様式に必要事項を記入のうえ、下記の部署へ令和2年10月30日(金曜日)の11時までに直接持参して提出すること。

① 入札参加資格認定審査を担当する部局の名称及び申請書の提出場所

郵便番号 840-8570 佐賀県佐賀市城内一丁目1番59号

佐賀県出納局総務事務センター 用度・車両担当

電話 0952-25-7194 E-mail:soumujimu@pref.saga.lg.jp

② 申請書様式の入手先

上記①の部局又は佐賀県ホームページ

<http://www.pref.saga.lg.jp/kiji00326503/index.html>

4 入札者に求められる義務

入札に参加しようとする者は、別添「入札参加届」及び「営業概要書」を令和2年11月9日(月)17時までに、佐賀県窯業技術センター総務課(佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3037-7)に持参すること。

なお、「入札参加届」等を提出した後、入札に参加しないこととした場合は、理由を記入した辞退届を書面で提出すること。

また、入札条件書に記載の書類を提出すること。

5 入札日時及び入札場所等 令和2年11月18日(水曜日) 11時00分～

(1) 入札場所 佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3037-7

佐賀県窯業技術センター2階 中会議室

(2) 入札方法 入札者が入札会場に赴き、会場で提出すること。

(3) その他 入札書に関する事項は「入札条件書」に記載

6 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第103条第3項第2号により免除する。

イ 契約保証金 佐賀県財務規則第115条第3項第3号により免除する。

(2) 入札の無効 次のいずれかに該当する者が行った入札は、無効とする。

ア 参加する資格のない者

イ 当該入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを出した者

エ 入札書の文字及び記号について消滅しやすい方法で記入されたものを提出した者

オ 入札書の金額を訂正したものを提出した者

カ 入札書の誤字、脱字等により意思表示が不明確であるものを提出した者

キ 民法(明治29年法律第89号)第95条(錯誤)により無効と認められるものを提出した者

ク 一人で2以上の入札をした者

ケ 代理人でその資格のない者

コ 上記に掲げるもののほか、競争の条件に違反した者

(3) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札参加者の負担

とする。

ア 入札参加者が連合し、又は不穩の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないとき。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法

ア 入札金額（総額）が入札書比較価格（税抜きの前定価格）以下で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札候補者とし、直ちに入札参加資格の確認を行い、入札参加資格を有している場合に落札者とする。（総額落札）

イ 落札候補者が入札参加資格を有していない場合には、新たに次の順位の者を落札候補者として入札参加資格の確認を行い、落札者の決定まで同様に繰り返すこととする。

ウ 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

エ 第一回目の開札の結果、落札者がいないときは直ちに再度入札（第一回目を含め原則2回、更に入札執行者の判断で3回目の入札を行う場合がある。）を行う。

(6) 詳細は、「入札条件書」による。

(7) 契約条項を示す場所、入札条件書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号 844-0022

佐賀県西松浦郡有田町黒牟田丙3037-7

佐賀県窯業技術センター 総務課

電話 0955-43-2185

(8) 代金の支払い方法

物品納入後、適正な請求書を受理してから30日以内（完了払）